

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) 奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会を設置し、多文化共生・国際化推進モデル事業補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
- (2) 奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会を設置し、公の施設の指定管理者の運営に対する評価に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- (3) 奈良県西の京県有地活用整備事業者選定審査委員会を設置し、奈良県西の京県有地活用整備の事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。
- (4) 奈良県産学官連携共同研究開発費補助金審査委員会を設置し、奈良県産学官連携共同研究開発費補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
- (5) 奈良県国際芸術家村構想等検討委員会を設置し、奈良県国際芸術家村構想等に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させることとした。
- (6) 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会を設置し、奈良県障害者総合支援センターその他の規則で定める施設の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- (7) 奈良県放課後児童対策推進委員会を設置し、放課後児童対策の推進に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。
- (8) 奈良県子どもの貧困対策会議を設置し、子どもの貧困対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させることとした。
- (9) 奈良県総合治水対策推進委員会を設置し、総合治水対策の推進に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) 奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会
- (2) 奈良県精神障害者アウトリーチ推進事業評価検討委員会
- (3) 奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会
- (4) 奈良県新公会堂新名称選定委員会

3 奈良県経営革新計画評価委員会の変更

知事の附属機関である奈良県経営革新計画評価委員会の名称を「奈良県経営革新計画等評価委員会」に、担任する事項を中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新計画の承認に関する重要事項についての審査に関する事務から中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新計画の承認等及びクラウドファンディング活用事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務に変更することとした。

- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県行政手続条例の一部を改正する条例

1 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならないこととした。

- ア 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- イ アの条項に規定する要件

ウ 当該権限の行使が条例の要件に適合する理由

2 行政指導の中止等の求め

- (1) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと判断するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な

措置をとることを求めることができるとした。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでないこととした。

(2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならないこととした。

ア 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 当該行政指導の内容

ウ 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

エ ウの条項に規定する要件

オ 当該行政指導がエの要件に適合しないと思料する理由

カ その他参考となる事項

(3) 当該県の機関は、(1)による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととした。

3 処分等の求め

(1) 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれていないものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。

(2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならないこととした。

ア 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 法令に違反する事実の内容

ウ 当該処分又は行政指導の内容

エ 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

オ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

カ その他参考となる事項

(3) 当該行政庁又は県の機関は、(1)による申出があつたときは、必要な調査を

行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、同法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正されたこと等に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十七年五月二十九日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

1 奈良県職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

知事の事務部局の職員

一般事務部局の職員 三、二三二人 ↓ 三、二八一人

奈良県立大学の職員 三九人 ↓ 〇人

県営水道の事務部局の職員 八三人 ↓ 八一人

教育委員会の事務部局の職員 二七四人 ↓ 二二七人

2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員 七、四六三人 ↓ 七、三七一人

3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校 二、〇五二人 ↓ 二、〇四八人

特別支援学校 一、〇四九人 ↓ 一、〇七〇人

4 奈良県警察職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。

警察官

二、四四九人 ↓ 二、四六〇人

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

教育職給料表(一)及び医療職給料表(一)を除く全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改定することとした。

2 諸手当の改定

地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について次のとおり改定することとした。

(1) 地域手当

地域手当の級地区分、支給地域及び支給割合について、人事委員会勧告に準じ改定することとした。

(2) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額及び加算額の上限を次のとおり改定するとともに、再任用職員を支給対象に加えることとした。

ア 基礎額 月額 二三、〇〇〇円 ↓ 三〇、〇〇〇円

イ 加算額 月額 四五、〇〇〇円 ↓ 七〇、〇〇〇円

(3) 管理職員特別勤務手当

条例に規定する場合のほか、条例に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当として、一回につき六、〇〇〇円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給することとした。

3 教育長の身分の変更

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長を一般職の職員から除くこととした。

4 奈良県立大学の学長等に適用される給料表等に係る規定の削除
奈良県立大学の学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用される給料表等に係る規定を削除することとした。

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改定することとした。

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改定することとした。

第四 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

1 教育長の身分の変更

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長を教育委員会の委員から除くこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第五 教育長の給与等に関する条例の一部改正

教育公務員特例法の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

第六 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部改正

1 管理職員特別勤務手当

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することとした。

2 単身赴任手当

再任用職員を支給対象に加えることとした。

第七 施行期日等

- 1 平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。
- 3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 退職手当の調整額の改定等
 - (1) 第一号区分から第七号区分までの調整月額を改定することとした。

第一号区分	五〇、〇〇〇円	↓	六五、〇〇〇円
第二号区分	四五、八五〇円	↓	五九、五五〇円
第三号区分	四一、七〇〇円	↓	五四、一五〇円
第四号区分	三三、三五〇円	↓	四三、三五〇円
第五号区分	二五、〇〇〇円	↓	三二、五〇〇円
第六号区分	二〇、八五〇円	↓	二七、一〇〇円
第七号区分	一六、七〇〇円	↓	二一、七〇〇円
 - (2) 第七号区分について、勤続期間が二十四年以下の退職者に対しても調整額を支給するものとすることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の定義
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長が一般職の職員でなくなるため、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 施行期日等
 - (1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇**県吏員職員退隠料条例及び恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例**

1 県吏員職員退隠料条例の一部改正

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の対象者を改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育長とすることとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の対象者を改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育長とすることとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇**奈良県手数料条例等の一部を改正する条例**

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 歯科技工士試験手数料等の廃止

イ 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料等の新設

- ウ 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料等の新設
- エ 指定調査機関の指定審査手数料等の新設
- オ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の新設
- カ 特定用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料の新設
- キ 要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料の新設
- ク 宅地建物取引士証再交付手数料の新設等
- ケ 建築基準法に規定する移転に関する認定手数料の新設
- コ 構造計算適合性判定手数料等の廃止
- (2) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係
 - 電子顕微鏡試験の手数料の改定等
- (3) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係
 - ア 災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料の新設
 - イ 自転車運転者講習手数料の新設
 - ウ 運転免許等に関する手数料の改定等
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、1の(1)のケ及びコ並びに(3)のイについては、平成二十七年六月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業者が援助等を行う対象の拡大

児童発達支援センターである児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者が相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない対象を障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは認定こども園その

他児童が集団生活を営む施設とすることとした。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の対象の拡大
指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合において、当該通いサービスを基準該児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該児童発達支援事業所とみなすものとする事とした。

3 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数
主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとすることとした。

- ア 嘱託医 一以上
- イ 看護師 一以上
- ウ 児童指導員又は保育士 一以上
- エ 機能訓練担当職員 一以上
- オ 児童発達支援管理責任者 一以上

4 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員の基準の変更
指定放課後等デイサービス事業所の利用定員を十人以上とし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができるものとする事とした。

5 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員
基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とすることとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日
平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の対象の拡大
指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が指定看護小規模多機能型居宅介護

のうち通いサービス又は宿泊サービスを提供する場合において、当該通いサービス又は宿泊サービスを基準該当生活介護又は基準該当短期入所と、当該通いサービス又は宿泊サービスを行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護事業所又は基準該当短期入所事業所とみなすものとする事とした。

2 指定共同生活援助事業所において居宅介護又は重度訪問介護を利用することができる期限の延長

指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の状態にあるものが当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護又は重度訪問介護を利用することができる経過措置の期限を平成三十年三月三十一日までとすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準の追加

地域密着型特別養護老人ホームに置かなければならない医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 サテライト型小規模介護老人保健施設等に置かないことができる従業者の員数の基準の変更

(1) サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときに置かないことができる従業者として、言語聴覚士を加えることとした。

(2) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときに置かないことができる従業者として、言語聴覚士を加えることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 指定介護療養型医療施設が有しなければならない構造設備

健康保険法等の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定介護療養型医療施設が有しなければならない構造設備について規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 訪問介護における基準等の改正

(1) 訪問介護事業者が、訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとするものとした。

(2) 複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されてい

る場合及び利用者情報の共有等サービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を利用者五十人に対して一人以上に緩和することとした。

2 訪問リハビリテーションにおける基準等の改正

(1) リハビリテーションは、生活機能の維持又は向上を図るものでなければならないことについて、訪問リハビリテーションに関する基本方針に規定することとした。

(2) 訪問リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるように努めることとした。

(3) 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションのサービスを同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画の作成、リハビリテーションに関する利用者等の同意の取得等を効果的かつ効率的に実施できるように基準を見直すこととした。

3 通所介護における基準等の改正

(1) 通所介護事業者が、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする事とした。

(2) 通所介護の提供により事故が発生した場合に通所介護事業者が行う措置について規定することとした。

4 通所リハビリテーションにおける基準等の改正

(1) リハビリテーションは、生活機能の維持又は向上を図るものでなければならないことについて、通所リハビリテーションに関する基本方針に規定することとした。

(2) 通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるように努めることとした。

(3) 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションのサービスを同一事業者が提供する場合は運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画の作成、リハビリテーションに関する利用者等の同意の取得等を効果的かつ効率的に実施できるよう基準を見直すこととした。

5 短期入所生活介護における基準等の改正

(1) 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合等一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入を可能とすることとした。

(2) 基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とすることとした。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とすることとした。

6 特定施設入居者生活介護における基準等の改正

(1) 養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することにより多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとした。

(2) 介護職員又は看護職員の合計数の配置基準は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であることとした。

(3) 事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合はその算定根拠を書面で明らかにすることとなったことから、当該要件を撤廃することとした。

7 福祉用具貸与における基準等の改正

福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽けんさんに常に努めるものとする事とした。

8 その他所要の規定の整備を行うこととした。

9 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の規定の削除

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、平成二十七年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定を削除することとした。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針の追加等

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う方法として、サービス担当者会議又はリハビリテーション会議による方法を加えることとした。

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションのサービスを同一の事業者が提供し、かつ、リハビリテーション会により、利用者の心身の状況等に関する情報を当該会議の構成員と共有した上で、両サービスの目標を設定し、この目標を踏まえた提供内容のリハビリテーション計画を作成した場合について、運営の効率化を推進するため、リハビリテーション計画、リハビリテーションに係る利用者等の同意の取得等を効果的かつ効率的に実施できるよう基準を見直すこととした。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の定員等

(1) 利用者の状況や家族等の事情により、担当職員が緊急やむを得ないと認められた場合等の一定の条件を満たす場合において、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とすることとした。

(2) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とすることとした。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定介護予防特定施設ごに置くべき従業者の員数等

(1) 養護老人ホームについて、個別に要介護支援者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護支援者に対して効率的にサービスを提供することを可能とすることとした。

(2) 指定介護予防特定施設ごに置くべき看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごに一以上とするこ
ととした。

(3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護のサービスを同一の事業者が提供する場合における指定介護予防特定施設ごに置くべき看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごに一以上とすることとした。

(4) 老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられたため、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が介護報酬を代理受領するための要件のうち、有料老人ホームにおいて国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することを削除することとした。

5 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売における福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等

福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、福祉用具貸与又は福祉用具販売に関する必要な知識及び技能の修得、維持及び向上等の自己研鑽さんに常に努めなければならないこととした。

6 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による歯科衛生士法の改正に伴い、都道府県知事が歯科衛生士養成所を指定することとなるため、規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十八年六月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による保健師助産師看護師法の改正に伴い、都道府県知事が保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所を指定することとなるため、規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 営業の施設における公衆衛生上講ずべき措置に関する基準

営業の施設における公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次のいずれかとすることとした。

(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合の基準は、次のとおりとすることとした。

ア 営業者は、営業の施設における衛生管理を次に掲げるところにより行う

こと。

(ア) 営業の施設における衛生管理の一般事項については、次によること。

- i 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- ii 施設、設備及び器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

iii iiにより定めた清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか否かについて、必要に応じ、評価すること。

iv 施設、設備、人的能力等に応じた食品及び添加物（以下「食品等」という。）の取扱いを行い、適切な受注の管理を行うこと。

(イ) 施設の衛生管理については、次によること。

i 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は、常に食品衛生上支障のないよう管理すること。

ii 製造、処理、加工、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要な物品を置かないこと。

iii 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

iv 作業場の採光、照明及び換気を十分に行い、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

v 窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず窓又は出入口を開放する場合には、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

vi 排水溝への廃棄物の流出を防ぎ、かつ、排水溝の清掃及び補修を行うこと。

vii 便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。

viii 施設内では動物を飼育しないこと。ただし、営業上の必要により飼育する場合にあっては、食品衛生上支障のないよう適切な措置を講ずること。

(ウ) 食品等の取扱いに係る機械器具等の衛生管理については、次によること。

i 機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用

すること。

ii 機械器具及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

iii 機械器具及びその部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。

iv 温度計、圧力計その他の計器及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。

v ふきん、包丁、まな板等（以下「ふきん等」という。）は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。この場合において、ふきん等のうち食品等に直接触れるものについては、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

vi 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等その取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、容器に内容物の名称を表示する等により食品等への混入を防止すること。

vii 清掃用の器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

viii 手洗い設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう管理するとともに、手洗いに適切な石けん、消毒剤等を備え、常に使用できる状態に保つこと。

ix 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

(エ) 使用する水等の管理については、次によること。

i 施設で使用する水は、食品製造用水（規則で定める基準を満たす水をいう。以下同じ。）であること。ただし、食品衛生上支障のない用途に使用する場合であって、食品製造用水への混入を防止する措置を講じたときは、この限りでない。

ii 水道法に規定する水道事業者により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、年一回以上水質検査を行い、その成績書を一年間（製造等を行う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が一年を超える場合は、当該期間）保管すること。

iii iiの水質検査の結果、食品製造用水でないことが判明した場合は、

直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

- iv 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- v 水道水以外の水を使用する場合は、設置した殺菌装置等が正常に作動しているか否かについて、定期的に確認し、その結果を記録すること。

vi 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された食品製造用水から作るとともに、衛生的に取り扱い、保管すること。

vii 使用した水を再利用する場合は、食品衛生上支障のないよう必要な処理を行い、その処理工程を適切に管理すること。

(オ)

ねずみ、昆虫等の防除対策については、次によること。

i 施設及びその周囲からねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、適切な措置により、これらの施設内への侵入を防止すること。

ii ねずみ、昆虫等の駆除作業を年二回以上実施し、その記録を一年間保管すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ及びねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等の手法により確実にその目的が達成できると認める場合は、その施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することで足りるものとする。

iii ねずみ、昆虫等が発生した場合は、食品衛生上支障のないよう直ちに駆除すること。

iv 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

v 原材料、製品、包装の資材等を保管する場合は、ねずみ、昆虫等による汚染を防止する措置を講ずること。

(カ)

廃棄物及び排水の取扱いについては、次によること。

i 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

ii 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないよう常に清潔に保つこと。

iii 廃棄物は、食品衛生上支障のない場所に保管すること。

iv 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。

v 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

(キ) 食品衛生に関する責任者の設置については、次によること。

i 食品衛生法施行令に規定する営業又は知事が定める営業の営業者（食品衛生法に規定する営業者を除く。viにおいて同じ。）にあつては、施設ごとに、食品取扱者のうちから規則で定める要件を満たす食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定め、その者の氏名を施設内に明示すること。

ii 食品衛生責任者は、知事若しくは保健所長が行う講習会又は知事が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知識の習得に努めること。

iii 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

iv 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理その他食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。

v 営業者は、ivの食品衛生責任者の意見を尊重すること。

vi iの営業以外の営業者にあつては、施設ごとに、食品取扱者のうちから食品衛生に関する責任者を定め、衛生管理に当たらせること。

(ク) 衛生管理を実施する場合は、食品衛生法の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

(ケ) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成については、次によること。

i 製品について、原材料等の組成、物理的又は化学的性質（水分活性、pH値等）、殺菌又は静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、燻煙^{くん}等）、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成することとし、製品説明書には想定する使用方法、消費者層等を記載すること。

ii 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

iii 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照

らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

(コ) 食品等の取扱いについては、次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

i 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び(ケ) i の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

ii i で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

iii 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。

iv 重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるように製品又は製造工程を見直すこと。

v 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。この場合において、管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断するため、温度、時間、水分含量、pH値、水分活性、有効塩素その他の測定できる指標又は外観、食感等による

官能的指標とすること。

vi 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。この場合において、モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

vii モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められるときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を重要管理点において設定し、適切に実施すること。この場合において、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

viii 食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(サ) 営業者は、施設、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者その他関係者に周知徹底するとともに、その効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

(シ) 販売食品等に係る記録の作成及び保存については、次によること。

i (コ) i 及び ii に規定する危害分析、(コ) iii の重要管理点の決定並びに(コ) v の管理基準の設定について記録を作成し、保存すること。

ii (コ) vi のモニタリング、(コ) vii の改善措置及び(コ) viii の検証について記録を作成し、保存すること。

iii 食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、販売食品等に係る仕入元、製造又は加工の状態その他必要な事項に関する記録を作成し、その記録を販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて設定した期間保存するよう努めること。

iv 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国又は県から要請があった場合は、iii により作成した記録を提出すること。

(ス) 販売食品等に係る回収及び廃棄については、次によること。

i 販売食品等の回収を迅速かつ適切に行うため、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び保健所長への報告の手順を定めること。

ii 回収した販売食品等は、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。

iii 販売食品等の回収に着手した場合は、必要に応じ、消費者に対する注意を喚起するため、当該回収に関する情報を公表すること。

(七) 飲食店営業のうち規則で定めるものにあつては、規則で定めるところにより、検食を保存すること。

(ソ) 情報の提供については、次によること。

i 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。

ii 製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因する健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）又は法に違反する食品等に関する情報は、保健所長へ速やかに報告すること。

iii 消費者等から、製造し、加工し、若しくは輸入した食品等について、異味又は異臭の発生、異物の混入等健康被害につながるおそれが否定できない情報を受けた場合は、保健所長へ速やかに報告すること。

イ 営業者は、施設における食品取扱者等の衛生管理を次に掲げるところにより行うこと。

(ア) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

(イ) 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつた場合は、食品取扱者に検便を受けさせること。

(ウ) 常に食品取扱者の健康管理を行い、下痢、発熱、おう吐その他の食品等を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している食品取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告させ、食品等に直接接触する作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

(エ) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同法により、食品等に直接接触する作業に従事させないこと。

(才) 食品取扱者は、作業場では衛生的な衣服等を着用し、作業場専用の衛生的な履物を用いるとともに、汚染区域には当該衣服等又は履物のまま立ち入らないこと。

(カ) 食品取扱者は、常に爪を短く切り、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、手指の洗浄及び消毒をし、これを清潔に保ち、使い捨て手袋を使用する場合には、交換を行うこと。

(キ) 食品取扱者は、食品等を取り扱う作業中に放たん、喫煙その他食品衛生上支障のある行為をしないこと。

(ク) 食品取扱者は、所定の場所以外の場所において、着替え、喫煙、飲食その他食品衛生上支障のある行為をしないこと。

(ケ) 食品取扱者以外の者が作業場に立ち入る場合は、適切な場所で着替えさせ、(才)から(ク)までの事項を遵守させること。

ウ 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、処理、加工、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者その他関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

エ 営業者は、食品等の運搬を次に掲げるところにより行うこと。

(ア) 食品等を運搬する車両、コンテナ等は、適切なものを使用し、定期的な清掃、補修等を行い、食品衛生上支障のないよう清潔に保つこと。

(イ) 食品等と食品等以外の貨物を混載する場合は、必要に応じ、食品等以外の貨物による汚染を防止する措置を講ずること。

(ウ) 運搬中の食品がほこり、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準は、次のとおりとすることとした。

ア 営業者は、営業の施設における衛生管理を次に掲げるところにより行うこと。

(ア) 営業の施設における衛生管理の一般事項については、(1)ア(ア)によること。

(イ) 施設の衛生管理については、(1)ア(イ)によること。

(ウ) 食品等の取扱いに係る機械器具等の衛生管理については、(1)ア(ウ)によること。

ること。

(エ) ねずみ、昆虫等の防除対策については、(1)ア(オ)によること。

(オ) 廃棄物及び排水の取扱いについては、(1)ア(カ)によること。

(カ) 食品等の取扱いについては、次によること。

i 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ品質、鮮度、表示等を点検し、その結果を記録するよう努めること。

ii 原材料に腐敗物、異物等が含まれていることが明らかの場合であつて、通常の加工、調理等ではこれらを完全に又は安全な量まで死滅させ、又は除去することができないときは、当該原材料を受け入れないこと。

iii 原材料は、必要に応じ適切な処理を行った後、加工に供するとともに、適切な状態及び方法で保管すること。

iv 添加物は、正確に秤量し、適正に使用すること。

v 製造し、加工し、又は調理した食品は、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。

vi 食品等は、製造、処理、加工、調理、保管、運搬及び販売の各過程において、当該食品等の特性に応じ、加熱等の時間及び温度の管理に十分配慮し、衛生的に取り扱うこと。

vii 食品等の相互汚染を防止するため、冷蔵庫又は冷蔵室内では食品等を区画して保存し、その他規則で定める事項に配慮すること。

viii 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、及び適切な表示ができるものを使用し、これらのうち再使用が可能なものにあつては、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。

ix 食品等の製造又は加工に当たっては、原材料及び製品への異物の混入を防止することその他の規則で定める事項の実施に努めること。

x 原材料及び製品について、法の規定により定められた基準又は規格等への適合性を確認するため、自ら検査を行い、その結果を記録するよう努めること。

(キ) 使用する水等の管理については、(1)ア(エ)によること。

- (ク) 食品衛生に関する責任者の設置については、(1)ア(キ)によること。
- (ケ) 販売食品等に係る記録の作成及び保存については、次によること。
 - i 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等に係る仕入元、製造又は加工の状態その他必要な事項に関する記録を作成し、その記録を販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて設定した期間保存するよう努めること。
 - ii 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国又は県から要請があった場合は、iの規定により作成した記録を提出すること。
 - iii 製造し、加工し、又は調理した製品について、営業者が自ら検査を行った場合は、その記録を保存するよう努めること。
- (コ) 販売食品等に係る回収及び廃棄については、(1)ア(ス)によること。
- (カ) 施設、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領については、(1)ア(サ)によること。
- (シ) 検食の実施については、(1)ア(セ)によること。
- (ス) 情報の提供については、(1)ア(ソ)によること。
- イ 営業者は、施設における食品取扱者等の衛生管理を(1)イにより行うこと。
- ウ 食品等の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育については、(1)ウにより行うこと。
- エ 営業者は、食品等の運搬を(1)エにより行うこと。
- 2 施行期日
平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県中小企業会館条例の一部を改正する条例

- 1 創業支援室を使用できる対象者の拡大
創業支援室を使用できる対象者を、事業を開始した日以後十年を経過していない者のうち知事が別に定める基準を満たすものに拡大することとした。
- 2 創業支援室の使用料
条例の規定に該当する者のうち事業を開始した日以後三年を経過しているものが条例の承認を受けて使用する場合における創業支援室の使用料は、次のとおりとすることとした。

創業支援室	種	使用料（一月につき）
	別	
2	1	
五〇、九一〇円	三七、〇二〇円	

3 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

- 1 情報通信の技術を利用する取引方法による卸売の承認に係る要件の変更
 情報通信の技術を利用する取引方法による卸売の承認に係る要件のうち、取引に係る情報として、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同法に規定する事項のうち知事が規則で定めるものが提供されることが確実であることを削除することとした。

2 施行期日

施行期日は、規則で定めることとした。

◇奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例

1 流域下水道の名称の変更

大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道の統合に伴い、大和川上流流域下水道及び宇陀川流域下水道の名称を大和川上流・宇陀川流域下水道に変更することとした。

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例

1 奈良県新公会堂の名称の変更

- 奈良県新公会堂の名称を奈良春日野国際フォーラムに変更することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 3 施行期日等

- (1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 一部の県営住宅の廃止
建替事業の施行に伴い、九条県営住宅は、廃止することとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 自動車車庫の主要構造部の構造方法の定義規定の変更
建築基準法施行令の改正に伴い、自動車車庫の主要構造部の構造方法の定義規定を変更するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 施行期日
平成二十七年六月一日から施行することとした。

◇奈良県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

- 1 定数の変更
教育委員の定数を六人から五人に改めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業の許可に係る営業所の設置を制限する区域の追加
風俗営業の許可に係る営業所の設置を制限する区域に幼保連携型認定こども

園の敷地の周囲の区域を追加することとした。

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇子どもを犯罪の被害から守る条例の一部を改正する条例

1 子どもポルノの所持等の禁止に係る規定の削除

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の改正に伴い、子どもポルノの所持等の禁止に係る規定を削ることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 平成二十七年七月十五日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇公立大学法人奈良県立大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例

1 公立大学法人奈良県立大学に係る地方独立行政法人法に規定する条例で定める県の内部組織

公立大学法人奈良県立大学に係る地方独立行政法人法に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例による廃止前の奈良県立大学設置条例に規定する奈良県立大学とすることとした。

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

1 公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う奈良県立大学設置条例の廃止

公立大学法人奈良県立大学の設立に伴い、奈良県立大学設置条例を廃止することとした。

2 公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う条例の一部改正

公立大学法人奈良県立大学の設立に伴い、次の条例について所要の改正を行

うこととした。

- (1) 奈良県立学校における授業料等に関する条例
 - (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
 - (3) 奈良県部設置条例
- 3 施行期日等
- (1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県外国人観光客交流館条例

1 設置

奈良県を訪れる外国人観光客の宿泊等の利便を図り、外国人観光客に対する接遇を向上することにより、奈良県における観光産業の振興等に寄与するため、奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）を奈良市に設置することとした。

2 事業

交流館は、次に掲げる事業を行うこととした。

- ア 観光案内に関すること。
 - イ 外国人観光客の宿泊等の利便を図ること。
 - ウ 外国人観光客に対し、日本文化等の体験及び奈良の産物等を紹介すること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な事業
- 3 その他
- 交流館に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 4 施行期日
- 規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

1 前文

基本的人権が尊重される差別のない自由で平等な社会の実現は、人類全ての

悲願であり、障害の有無にかかわらず、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、障害のある人もない人も、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる社会の実現は、全ての人間の共通の願いである。

しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いが存在している。また、障害のある人の社会参加や自立を制限する物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁等様々な社会的障壁も存在している。このような状況を踏まえ、我々は、障害及び障害のある人に関することを身近な課題と捉え、障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び生きるという意識を育み、障害を理由とする差別的言動その他の権利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民の障害への理解を深めるための取組が必要である。ここに、我々は、障害のある人もない人も、ともに安心して暮らすことができる奈良県づくりを目指して、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解（以下「障害を理由とする差別の解消等」という。）の促進に関する基本的な事項を定め、県の責務、県と市町村との連携並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

イ 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを

いう。

4 基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。

ア 全ての障害のある人は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

イ 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

ウ 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと。

エ 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

オ 障害のある人となない人が、ともに交流し、及び学び合い理解を深める必要があること。

5 県の責務

県は、4の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする事とした。

6 県と市町村との連携

県は、市町村が障害を理由とする差別の解消等に関する施策を実施する場合にあつては、当該市町村と連携し、及び協力するとともに、当該市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする事とした。

7 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、4の基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努めるものとする事とした。

8 財政上の措置

県は、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とした。

9 不利益な取扱いの禁止

何人も、次に掲げる行為をしてはならないこととした。

ア 社会福祉法に規定する福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、障害のある人に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、同法に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、その意に反して同法に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同法に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同法に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

ウ 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

エ 医療を提供する場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) 障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(イ) 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

オ 教育を行う場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いを

すること。

(ア) 障害のある人の年齢及び能力かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を講じないこと。

(イ) 障害のある人及びその保護者（学校教育法に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明、情報提供を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、障害のある人が就学すべき学校（同法に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

カ 雇用等において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対して、従事させようとする業務を障害のある人が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(イ) 障害のある人を雇用する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

キ 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害のある人の利用に供する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

ク 障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(イ) 障害のある人が意思を表示する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

ケ 障害のある人に、商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、障害のある人に対して、障害を理由として不利益な取扱いをすること。

10 社会的障壁の除去のための合理的な配慮

何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならぬこととした。

11 相談及び支援

(1) 何人も、県に対し、9の行為及び10の配慮をしないこと（以下「不利益な取扱い等」という。）に関する相談をすることができることとした。

(2) 県は、(1)の相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

とした。

ア 相談に応じ、相談者に必要な助言、情報の提供等を行うこと。

イ 相談に係る関係者間の調整を行うこと。

ウ 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

12 相談員の配置

(1) 知事は、11の(2)の業務を行わせるため、適正かつ確実に行うことができる者を相談員として委嘱することができることとした。

(2) 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。相談員でなくなった後においても、同様とすることとした。

13 必要な措置の求め

(1) 障害のある人は、11の(1)の相談を経ても不利益な取扱い等に関する事案（以下「対象事案」という。）が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができることとした。

(2) 12は、対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者について準用することとした。ただし、当該求めをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでないこととした。

14 助言又はあっせん

(1) 知事は、13の(1)又は(2)による求めがあつた場合において、助言若しくはあつせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあつせんを行うことが適当でないとして認めるときを除き、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあつせんを行わせるものとすることとした。

(2) 奈良県障害者相談等調整委員会は、(1)の助言又はあつせんのため必要があると認めるときは、対象事案の当事者（以下「関係当事者」という。）に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるとその他必要な調査を行うことができることとした。

(3) 奈良県障害者相談等調整委員会は、対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができることとした。

(4) 奈良県障害者相談等調整委員会は、助言を行ったとき又はあつせんが終了し、若しくは打ち切られたときは、その結果を知事に報告しなければならぬこととした。この場合において、関係当事者があつせんに従わなかったと

きは、その旨その他規則で定める事項を併せて報告しなければならないこととした。

15 勧告等

(1) 知事は、14の(4)の報告を受けた場合において次のアからウまでのいずれかに該当するため調査をすることを要すると認めるときは、関係当事者に対し説明又は資料の提出を求めることができることとした。

ア 正当な理由なく、14の(2)の調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

イ 14の(2)の調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行ったとき。

ウ 14の(4)のあっせんを受け入れた不利益な取扱い等をしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく、当該あっせんに基づいた措置を履行しないとき。

(2) (1)の説明又は資料の提出により、関係当事者が(1)のアからウまでのいずれかに該当すると認めたとときは、知事は、関係当事者に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができることとした。

16 公表

(1) 知事は、15の(2)の勧告を受けた関係当事者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができることとした。

(2) 知事は、(1)の公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べられる機会を与えなければならないこととした。

17 奈良県障害者相談等調整委員会

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、障害のある人の権利擁護等のための施策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県障害者相談等調整委員会（以下17において「調整委員会」という。）を置くこととした。

(2) 調整委員会は、委員十五人以内で組織することとした。

(3) 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱することとした。

ア 学識経験を有する者

イ 障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者

ウ 事業者を代表する者

エ その他知事が適当と認める者

(4) 委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

(5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も、同様とすることとした。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

18 障害及び障害のある人に関する理解の促進

県は、障害を理由とする差別をなくすことの重要性について、県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識等の普及啓発その他必要な事業を行うものとする事とした。

19 その他

この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が規則で定めることとした。

20 罰則

12の(2)又は17の(5)に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

21 施行期日等

(1) 平成二十七年十月一日から施行することとした。ただし、9から16まで及び20は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

(2) 12の(1)の相談員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、12の(1)の例により行うことができることとした。

◇奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

1 趣旨

この条例は、介護保険法（以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものとする事とした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 指定居宅介護支援 法に規定する指定居宅介護支援をいう。

イ 指定居宅介護支援事業者 法に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。

ウ 指定居宅サービス等 法に規定する指定居宅サービス等をいう。

エ 指定介護予防支援事業者 法に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

オ 居宅介護サービス計画費 法に規定する居宅介護サービス計画費をいう。

カ 利用料 居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

キ 法定代理受領サービス 法の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

ク 基準該当居宅介護支援 法に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

3 申請者の要件
法の条例で定める者は、法人とすることとした。

4 基本方針

(1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならないこととした。

(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法に規定する地域包括支援センター、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、

他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならないこととした。

5 従業者の員数

(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たたる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下6の(2)を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならないこととした。

(2) (1)の員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とすることとした。

6 管理者

(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないこととした。

(2) (1)の管理者は、介護支援専門員でなければならないこととした。

(3) (1)の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならないこととした。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこととした。

ア 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

イ 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

7 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、21の運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が4の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた

場合には、(1)の文書の交付に代えて、(6)により、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下7において「電磁的方法」という。）により提供することができることとした。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなすこととした。

ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの

(ア) 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(イ) 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

イ 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)の重要事項を記録したものを交付する方法

(4) (3)の方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならないこととした。

(5) (3)のアの「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいうこととした。

(6) 指定居宅介護支援事業者は、(3)により(1)の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととした。

ア (3)のア又はイの方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
イ ファイルへの記録の方式

(7) (6)による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならないこととした。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(5)の承諾をした場合は、この限りでないこととした。

8 提供拒否の禁止

指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないこととした。

9 サービス提供困難時の対応

指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないこととした。

10 受給資格等の確認

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする事とした。

11 要介護認定の申請に係る援助

(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならないこととした。
(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよ

う、必要な援助を行わなければならないこととした。

12 身分を証する書類の携行

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととした。

13 利用料等の受領

(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができることとした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととした。

14 保険給付の請求のための証明書の交付

指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について13の(1)の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととした。

15 指定居宅介護支援の基本取扱方針

(1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととした。

16 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

指定居宅介護支援の方針は、4の基本方針及び15の基本取扱方針に基づき、

次に掲げるところによるものとした。

ア 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

イ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

カ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

キ 介護支援専門員は、カの解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

ク 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの

結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

ケ 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下16において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

コ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

サ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

シ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「指定居宅サービス基準等条例」という。）に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準等条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

ス 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連

絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

セ 介護支援専門員は、スの実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところより行わなければならない。

(ア) 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

(イ) 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

ソ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(ア) 要介護認定を受けている利用者が法に規定する要介護更新認定を受けた場合

(イ) 要介護認定を受けている利用者が法に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

タ ウからシまでは、スの居宅サービス計画の変更について準用する。

チ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

ツ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるように、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

テ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

ト 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

ナ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

ニ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

ヌ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

ネ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法に規定する認定審査会意見又は法の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（法の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類）については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

ノ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

ハ 指定居宅介護支援事業者は、法の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

ヒ 指定居宅介護支援事業者は、法の規定に基づき、法に規定する会議から法の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

17 法定代理受領サービスに係る報告

(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法の規定により法の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならないこととした。

18 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととした。

19 利用者に関する市町村への通知

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならないこととした。

ア 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わな

いこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
イ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

20 管理者の責務

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に7から33まで（20を除く。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとした。

21 運営規程

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次の事項を定めるものとした。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 職員の職種、員数及び職務内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

オ 通常の事業の実施地域

カ その他運営に関する重要事項

22 勤務体制の確保

(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるように、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならないこととした。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その

研修の機会を確保しなければならないこととした。

(4) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その能力、資格、経歴等に応じた処遇を行うよう努めなければならないこととした。

23 設備及び備品等

指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこととした。

24 従業者の健康管理

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならないこととした。

25 掲示

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこととした。

26 秘密保持

(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないこととした。

27 広告

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこととした。

28 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サ

ービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならないこととした。

29 苦情処理

(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（6）において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととした。

(4) 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(1)の改善の内容を市町村に報告しなければならないこととした。

(5) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法に規定する指定居宅サービス又は法に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならないこととした。

(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦

情に関して国民健康保険団体連合会が行う法の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から法の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととした。

(7) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならないこととした。

30 事故発生時の対応

(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととした。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととした。

31 会計の区分

指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならないこととした。

32 記録の整備

(1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこととした。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならないこととした。

ア 16のスの指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

イ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

(ア) 居宅サービス計画

(イ) 16のキのアセスメントの結果の記録

(ウ) 16のケのサービス担当者会議等の記録

(エ) 16のセのモニタリングの結果の記録

ウ 19の市町村への通知に係る記録

エ 29の(2)の苦情の内容等の記録

オ 30の(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3) 指定居宅介護支援事業者は、次に掲げる記録の区分に応じ、その記録をそれぞれに定める期間保存しなければならないこととした。

ア 居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス計画費（法に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）の額の算定の基礎となる記録であつて、知事が別に定めるもの 居宅介護支援を提供した日から五年間

イ (2)のアからオまでに掲げる記録のうち、アに掲げるもの以外のものの完結の日から二年間

33 報告

指定居宅介護支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため、知事が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならないこととした。

34 基準該当居宅介護支援に関する基準

4から33まで（29の(6)及び(7)を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用することとした。

35 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。